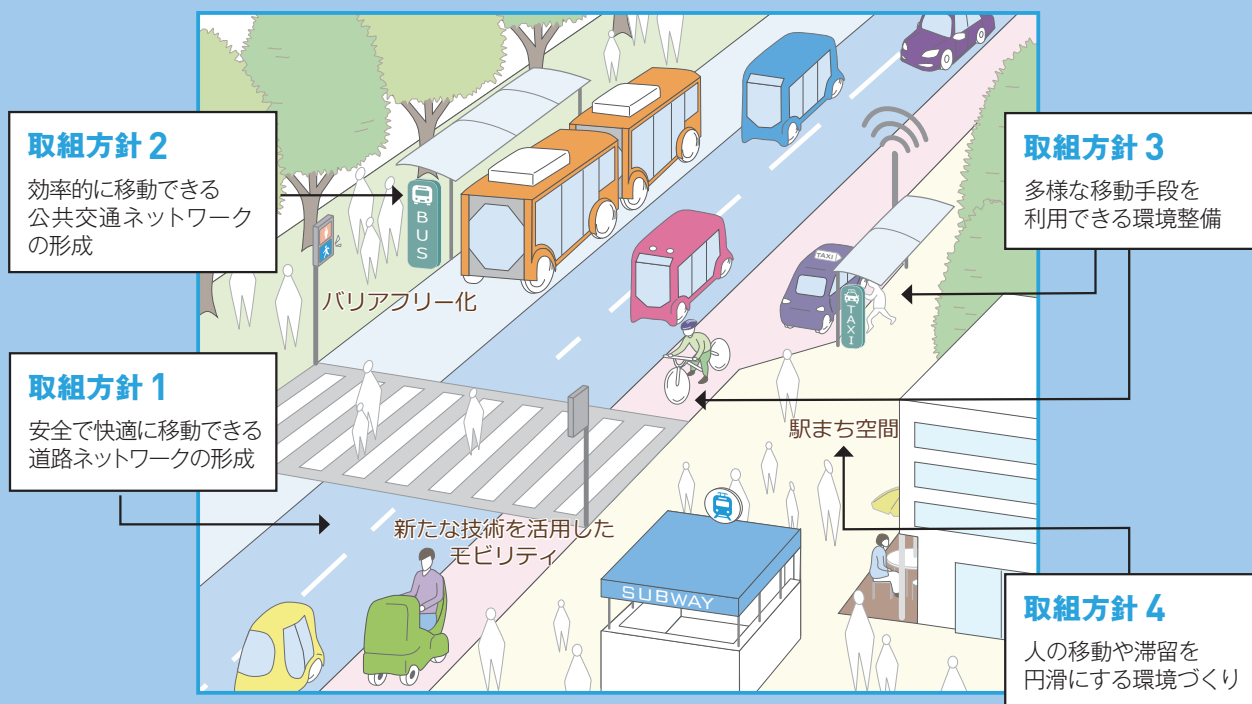


テーマ 6

道路・交通

快適に移動できるネットワーク都市

公共交通を基軸として誰もが快適に移動でき、都市サービスにアクセスしやすい道路・交通の環境形成に向けた取組方針を示します。



取組方針の考え方

取組方針 1 安全で快適に移動できる道路ネットワークの形成

幹線道路、地区主要道路、生活道路の整備、改善、土地利用転換に合わせた道路整備を進め、体系的な道路ネットワークを整備するとともに、道路インフラの着実な維持管理・更新を図り、安全で快適に移動できる道路ネットワークの形成を推進します。

取組方針 2 効率的に移動できる公共交通ネットワークの形成

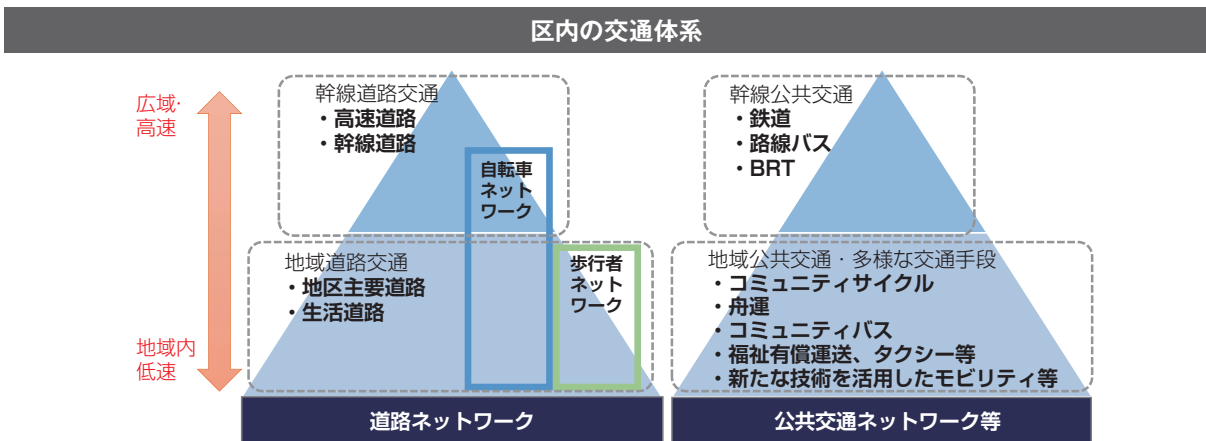
地下鉄 8 号線の延伸に関する取組を推進するとともに、都心部や空港などとのアクセス強化、南北交通の充実に向けた新たな交通の導入、バス交通の更なる充実により、効率的に移動できる公共交通ネットワークの形成を推進します。

取組方針 3 多様な移動手段を利用できる環境整備

自転車利用環境の向上、水辺を活用した交通ネットワークの形成、地域ニーズに応じた交通手段の充実により、多様な移動手段を利用できる環境整備を推進します。

取組方針 4 人の移動や滞留を円滑にする環境づくり

利用しやすい公共空間の形成、人中心の道路空間の形成、鉄道駅などにおける交通結節機能の強化により、人の移動や滞留を円滑にする環境づくりを推進します。

**取組方針 1****安全で快適に移動できる道路ネットワークの形成****1-1 体系的な道路ネットワークの整備****<現況と課題①>**

- ・これまで、主に自動車交通の円滑化のため、幹線道路網の整備が進められてきました。代表的な幹線道路である都市計画道路については88kmが整備されており、令和3年3月現在、整備率は約93%となっています。
- ・道路整備水準は現在概ね良好ですが、今後の南部地域を中心とした大規模開発や土地利用転換などによっては、交通需要の変化が見込まれます。
- ・生活道路については、幅員4m未満の狭小な路線において、災害時に緊急車両の通行や避難に支障をきたす恐れがあります。
 - ▶ 将来的な交通状況の変化を見据えて、更なる体系的な道路ネットワークの充実や一部区間の改良が必要です。また、地区内の交通や生活の軸となる地区主要道路等では、自動車の通行だけでなく歩行者等のアクセス性も考慮した整備が求められています。

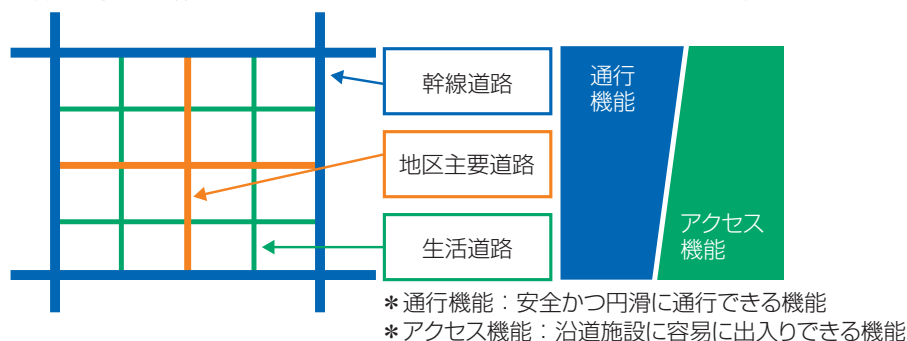
体系的な道路ネットワークの構成

幹線道路 …都市の骨格を形成し、広域に渡る交通を担う広い幅の道路

地区主要道路 …地区の骨格を形成し、地区内の住民の交通や、生活の軸となる道路

生活道路 …個々の住宅へのアクセスのため、住民が日常的に利用する狭小な道路

<体系的な道路ネットワークのイメージと重視される交通上の機能>



<取組①>

●幹線道路の整備

―「東京における都市計画道路の整備方針」で優先整備路線に位置付けられた都市計画道路をはじめ、幹線道路の整備を関係機関と連携し、推進します。

●地区主要道路の整備、改善

―無電柱化による歩行スペースの拡充や、バリアフリー化等により、歩行者にとってのアクセス機能を充実させるなど、地区主要道路の整備、改善を推進します。

●生活道路の整備

―生活道路のうち幅員 4m 未満の細街路については、拡幅整備を推進します。

●土地利用転換に合わせた道路整備

―大規模開発や周辺の土地利用転換などに合わせて、道路ネットワークが不足する区間での道路の新設（構想路線）や改良が必要な路線の再整備を関係機関や民間と連携し、推進します。

<今後新たに検討すべき事項>

- ・優先整備路線以外の都市計画道路整備のあり方
- ・交通需要の実態を踏まえた、地区主要道路の歩車道幅の見直し

<実施している事業>

- 【国】 ◎国道 357 号 東京湾岸道路整備事業（東京都区間）
- 【東京都】 ◎都市計画道路整備事業（放射 32 号線）
- 【区】 ◎都市計画道路整備事業
◎道路改修事業 ◎細街路拡幅整備事業

1-2 道路インフラの着実な維持管理・更新

<現況と課題②>

- ・区が管理する橋梁のうち、架設後 50 年以上を経過する高齢化橋梁は全体の 30%（撤去予定数は含まない）となっています。
- ▶老朽化した道路インフラの着実な維持管理・更新が必要です。

<取組②>

●道路インフラの長寿命化修繕

―快適な道路ネットワークを確保するため、橋梁を含め老朽化した道路インフラの長寿命化修繕を計画的に推進します。

<実施している事業>

- 【区】 ◎道路改修事業 ◎橋梁改修事業 ◎道路維持管理事業

幹線道路ネットワークの方針図

凡 例

○都市計画道路（令和3年3月時点）

- 完成及び概成
- 事業中
- - - 未着手

〔うち優先整備路線〕

- 区施行路線
- 東京都施行路線

○その他幹線道路

- 完成
- 構想路線

○交差点立体化

- 国道357号（湾岸道路）の交差点立体化の推進



取組方針 2

効率的に移動できる公共交通ネットワークの形成

2-1 地下鉄 8 号線の延伸に関する取組の推進

<現況と課題①>

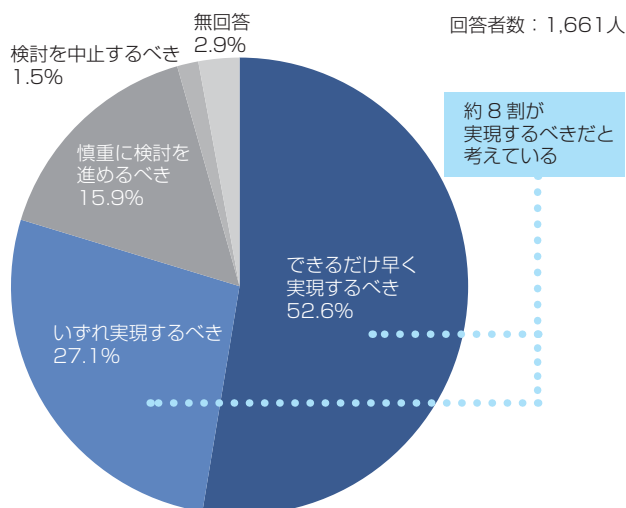
- ・南北交通の要となる地下鉄 8 号線の延伸（豊洲～住吉間）は、平成 28 年 4 月の国の交通政策審議会答申において「国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト」として位置付けられ、区でも実現に向けた取組を進めてきました。
- ・令和 3 年に実施した区の世論調査では、区民の約 8 割が、地下鉄 8 号線の延伸（豊洲～住吉間）の実現を希望すると回答しています。
- ・令和 3 年 7 月には国の交通政策審議会答申で「早期の事業化を図るべき」とされました。
 - ▶南北の公共交通ネットワークの強化に向け、地下鉄 8 号線の延伸の早期事業化、それに伴う新駅・接続駅周辺での具体的なまちづくりの推進が求められています。

地下鉄 8 号線の延伸（豊洲～住吉間）



出典：江東区報

地下鉄 8 号線の延伸（豊洲～住吉間）の実現希望



出典：江東区政世論調査（令和 3 年度）を基に作成

<取組①>

●地下鉄 8 号線の延伸の早期事業化と駅周辺のまちづくり

- 地下鉄 8 号線の延伸の早期事業化を推進するとともに、駅周辺のまちづくりや、新駅周辺の充実した交通結節機能を誘導します。
- 交通事業者や駅周辺の民間事業者、沿線の区民などと連携し、駅周辺と一体的な市街地整備による「駅まち空間」（p.115「駅まち空間のイメージ」参照）を形成します。

<実施している事業>

【区】 ◎地下鉄 8・11 号線建設促進事業

◎地下鉄 8 号線建設基金積立金

2-2 都心部や空港などへのアクセス強化

<現況と課題②>

- ・都心部や空港などへのアクセス性や臨海部における移動効率の向上から、平成28年4月の国の交通政策審議会答申では、鉄道の新設と既存鉄道の相互直通運転などの構想が示されました。このうち、羽田空港アクセス線における東京貨物ターミナルと羽田空港新駅（仮称）間を結ぶ「アクセス新線」の鉄道事業が許可（令和3年1月）されました。
- ・そのほか、都心と臨海副都心を結ぶ「東京 BRT^{*}」の整備が進められています。（p.109の公共交通ネットワーク方針図を参照）
 - ▶ 今後は、羽田空港アクセス線とりんかい線との相互直通運転化などの実現、都心部・臨海地域地下鉄構想の整備や「東京 BRT」の本格運用に向け、関係機関との連携や協力が求められています。

<取組②>

●臨海部における新たな公共交通の導入

—東京テレポート駅における羽田空港アクセス線とりんかい線との相互直通運転化及び新木場駅における京葉線とりんかい線の相互直通運転化を促進します。また、都心部・臨海地域地下鉄構想の整備については、進捗状況に応じて関係機関と連携し、推進します。加えて、豊洲、豊洲市場や東京テレポートなどを結ぶ「東京 BRT」の運行に向けて事業主体である東京都などの関係機関と連携して推進します。

東京 BRT の車両



出典：東京 BRT HP

2-3 南北交通の充実に向けた新たな交通の導入

<現況と課題③>

- ・ JR 線と地下鉄により東西方向を結ぶ鉄道は整備されているのに対し、南北を結ぶ公共交通は路線バスが主たる移動手段となっています。
- ▶ 南北の公共交通の機能を充実させる、移動手段の追加が求められています。

<取組③>

●新たな交通システムの導入

― 一区の「長期的構想」に位置付けている JR 越中島貨物線を活用した亀戸～新木場間の LRT*の導入について、他の自治体の導入事例などを参考に引き続き検討します。

2-4 バス交通の更なる充実

<現況と課題④>

- ・ バス交通が区域全域で発達しており、特に鉄道交通が不足している区内の南北移動においては、都営バスがその中心を担っています。
- ▶ 今後は区内既成市街地と臨海部を結ぶ路線の充実が必要です。

<取組④>

●地域におけるバス交通の充実

― 既存のバス交通の維持・充実を図りつつ、各地域におけるバス交通に関するニーズを踏まえ、東京都と連携し新たな路線の検討など、バス交通の更なる充実を図ります。

公共交通ネットワーク方針図

凡 例

○公共交通（鉄道等）

- 鉄道路線（JR）
- - - 鉄道路線（地下鉄・私鉄）
- 鉄道駅

○公共交通（計画・構想）

- 地下鉄8号線の延伸
- 地下鉄8号線新駅*1
- - - 東京BRT
- - - 羽田空港アクセス線*2
- 亀戸～新木場間のLRT整備構想
- ←→ 都心部・臨海地域地下鉄構想

○その他

- 防災船着場
- その他船着場

○都市構造（都市軸など）

- 東西都市軸
- 南北都市軸
- 公共交通ネットワーク



*1 新駅の位置については想定であり、現在、未定となっています。

*2 東京テレポート駅における羽田空港アクセス線とりんかい線の相互直通運転化、及び新木場駅における京葉線とりんかい線の相互直通運転化を含みます。

取組方針 3

多様な移動手段を利用できる環境整備

3-1 自転車利用環境の向上

<現況と課題①>

- ・第11次江東区交通安全計画によると、区内の自転車に関与する事故件数は高い水準で推移しています。
 - ・区全体の自転車駐車場の収容台数は、駐車需要を満たしていますが、駅別にみると、不足している駅があります。
 - ・コミュニティサイクルのサービスが区内で提供されており、令和3年3月末現在、区内147か所のサイクルポートが設置されていますが、一部の既存市街地においてサイクルポートが不足しています。
- ▶自転車に関連する事故減少のため、自転車が安全に通行できる専用空間の整備が必要です。また、利用実態に応じた自転車駐車場の整備や、コミュニティサイクルポートの増設など、自転車の利用環境の向上が求められています。

<取組①>

●自転車通行空間ネットワークの形成

—自転車通行空間の整備を推進するとともに、関係機関と連携し、国道・都道・区道などが連続した自転車通行空間ネットワークを形成します。

●自転車駐車場の整備、確保

—新駅の整備や周辺の開発が行われる際には、自転車の利用状況を踏まえ、自転車駐車場の整備を推進します。

—一定規模の店舗などの集客施設やマンションなどの民間建物の新築や増築にあたっては、適正な自転車駐車場の確保を促進します。

●コミュニティサイクルのポートの増設

—コミュニティサイクルのポートについて、利用状況を踏まえ、増設を推進します。

<実施している事業>

- | | | |
|-----|---------------|-----------------|
| 【区】 | ◎道路改修事業 | ◎自転車駐車場管理運営事業 |
| | ◎民営自転車駐車場補助事業 | ◎コミュニティサイクル推進事業 |

3-2 水辺を活用した交通ネットワークの形成

<現況と課題②>

- ・豊洲の運河ルネサンスにおいて、舟運を活用した取組が行われています。
- ・旧中川・川の駅スロープや豊洲五丁目スロープは水陸両用バス運行に利用されています。
- ・東京都では、新規航路の開拓、企画便の運航など、舟運活性化の取組がされてきました。
- ・令和2年9月には東京国際クルーズターミナルが開業しました。
 - ▶ 舟運は平常時における観光促進やにぎわい創出のみならず、非常時には災害対策に貢献できることから、更なる活用を図ることが望まれます。新たな船着場を活用した舟運の活性化、舟運の連携強化による利便性や魅力向上が必要です。

<取組②>

●舟運の多様な活用

- 関係機関と連携して、旧中川・川の駅や船着場、運河の資源を活用し、舟運を多様な移動手段の1つとして推進します。
- 東京都と連携し、多様な主体と連携したにぎわいの創出、航路の充実による舟運の活性化を図ります。

<今後新たに検討すべき事項>

- ・新たな船着場の整備
- ・東京都と連携した東京国際クルーズターミナルの活用

3-3 地域ニーズに応じた多様な交通手段の導入

<現況と課題③>

- ・墨田区、江東区、足立区、葛飾区と江戸川区が共同で「東京都特別区第5ブロック福祉有償運送運営協議会」を設置し、一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象とした、福祉有償運送の導入、地域特性や利用者の乗車区域などの検討を進めています。
- ・自動運転の実用化に向けた技術開発、実証実験などが進められており、自動車交通の定時性・速達性・安全性を高めることが期待されており、平成30年には超小型モビリティの公道走行を可能とする認定制度が創設されました。
- ・南部地域における交通不便地域の解消を図るため、区では江東区コミュニティバス「しおかぜ」を運行しています。
 - ▶今後も高齢者人口の増加に伴い、交通弱者の増加が予想されることから、高齢者や障害者を含む誰もが移動しやすい交通環境を形成する必要があります。高齢者など交通弱者のニーズに対応するためには、利用者の需要に応じて時間と路線を柔軟に対応する事が可能なデマンド型乗合交通の導入についても検討が望まれます。

<取組③>

●先進技術を活用した誰もが移動しやすい交通環境の形成

—先進技術を活用したグリーンスローモビリティ[※]などの導入に向け、必要な走行環境の確保を進めるなど、誰もが移動しやすい交通環境の形成を目指します。

<今後新たに検討すべき事項>

- ・区内の地域ニーズを踏まえた福祉有償運送の導入
- ・MaaS[※]（モビリティ・アズ・ア・サービス）の導入

<実施している事業>

- [区] ◎江東区コミュニティバス運行事業

取組方針 4

人の移動や滞留を円滑にする環境づくり

4-1 利用しやすい公共空間の形成

<現況と課題①>

- ・高齢者や障害者など誰もが快適に移動できるよう、鉄道駅や道路のバリアフリー化を進めていますが、まだ不十分なエリアがあります。
- ・電柱によって歩行者の安全な移動の妨げになるため、無電柱化を進めていますが、区が管理する道路の無電柱化率は7.2%（令和2年3月末現在）に留まっています。
 - ▶障害の有無、年齢、性別、人種などに係らず、多様な人が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインするユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが安心してスムーズに移動し滞留できる環境整備を進める必要があります。

<取組①>

●誰もが移動・滞留しやすい環境の整備

—ユニバーサルデザインの視点に基づき、人が多く集まる鉄道駅やその周辺などの移動空間をバリアフリー化するなど、誰もが移動・滞留しやすい環境整備を推進します。

●道路の無電柱化

—安全で快適な歩行空間を創出するため、江東区無電柱化推進計画に基づき、段階的に道路の無電柱化を推進します。

●歩道のバリアフリー化

—道路の改修に際し、歩道の急勾配の解消や点字シートの設置など、歩道のバリアフリー化を推進します。

<実施している事業>

- [区]
- ◎道路改修事業（歩行空間の段差解消や勾配改善、点字シートの設置など）
 - ◎道路維持管理事業
 - ◎交通安全施設維持管理事業
 - ◎鉄道駅総合バリアフリー事業
 - ◎無電柱化事業
 - ◎ユニバーサルデザイン出前講座

4-2 人中心の道路空間の形成

<現況と課題②>

- ・地区主要道路や生活道路では歩行者に対する安全対策が十分でない区間があります。
- ・一部の道路では、自動車交通量が減少しているにもかかわらず、広い車道空間が残存している区間があります。
- ・通行やアクセスのための従来の歩行空間に加え、歩行者の滞留やにぎわい空間の創出を目的とした新たな制度や取組が区外各所で進行中です。令和2年には、歩行者の利便の増進を図る歩行者利便増進道路（ほこみち）制度が創出され、他自治体での活用事例が増えています。
 - ▶自動車交通量が減少した路線では、歩行者などの「人」を中心とした道路空間の利活用を進め、にぎわい創出、交流促進などが期待されます。

《関連・上位計画等（抜粋）》

- ・国土交通省「歩行者利便増進道路制度（ほこみち）」（令和2年）
『「道路空間を街の活性化に利用したい」「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」などの道路への新しいニーズの高まりに対し、こうした道路空間を構築しやすくする制度』

<取組②>

●生活道路などでの安全な道路環境の形成

一歩行者が安全に通行できるよう、ガードレール設置、カラー舗装、交通規制や物理的措置による速度抑制を行うなど、関係機関と連携して安全な道路環境を形成します。

●地域の実情に応じた道路構造などの再配分や利活用

一車中心から人中心の交通環境づくりのために、物流機能に配慮しつつ、歩道拡幅、歩道設置など、地域の実情に応じた道路構造を検討し、交通管理者と連携して道路整備を推進します。

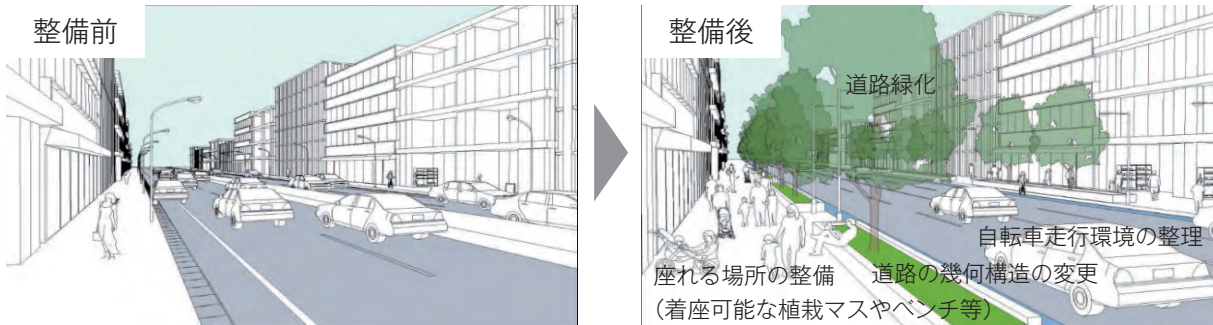
<今後新たに検討すべき事項>

- ・官民一体でオープンカフェやベンチの設置、オープンスペースの拡充など、様々な制度の活用による道路空間のにぎわいづくり

<実施している事業>

- [区] ◎道路改修事業 ◎交通安全対策事業
 ◎交通安全施設維持管理事業

道路空間の再配分（歩道拡幅）イメージ



出典：公共空間としてのストリートデザイン（ストリートデザイン懇談会資料 国土交通省）

4-3 鉄道駅などにおける交通結節機能の強化

<現況と課題③>

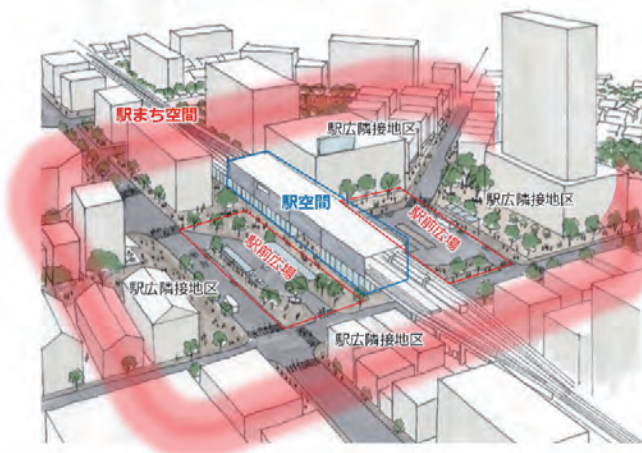
- ・区内の鉄道網は南北路線が不足しているため乗換回数が多くなり、乗換が複雑で分かりにくい鉄道駅も存在します。
- ▶乗換が不便な鉄道駅については、乗換案内の分かりやすさを向上させるとともに、交通結節機能の強化が求められています。交通手段間の連携を強化し、長期的には自動運転の普及も見据えるなど、乗換利便性を向上させる必要があります。

<取組③>

●移動負担の少ない移動環境の充実

- 移動負担の少ない快適な乗換移動のために、鉄道駅におけるバス、自転車などの乗換利便性の向上を関係機関と連携し推進します。また、一体的な空間の活用や機能の連携が期待される駅において、駅まち空間の整備について検討し、移動負担の少ない移動環境を目指します。
- 交通結節点については、関係機関と連携して検討し、自動運転の普及を見据えた自動車乗降空間の確保を目指します。

駅まち空間のイメージ



「駅まち空間」とは、駅や駅前広場と一体的に、周辺市街地との関係も踏まえ、必要な機能の配置を検討することが期待される空間です。その具体的な範囲は、個々の駅・交通結節点の特性により変化するものですが、「駅まち空間」の要素を分類すると左図のようになります。

出典：国土交通省都市局資料

テーマ 7

観光・交流

自然や文化、地域資源が織りなす観光・交流都市

国際化など社会の変化に応じて新たな観光・交流の促進、自然と文化、伝統と未来が織りなす豊かな活動を支える観光都市の形成に向けた取組方針を示します。

取組方針 1

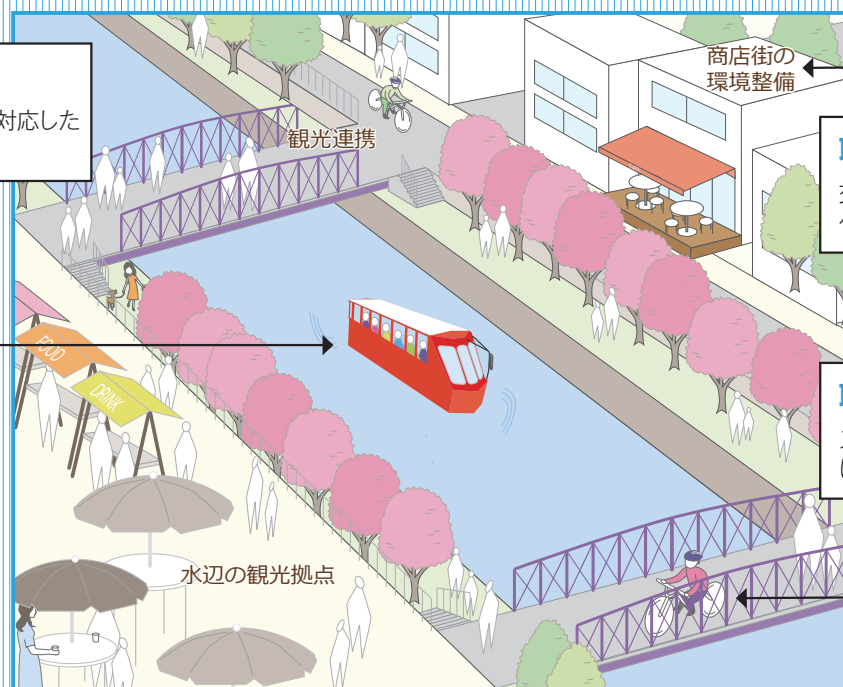
多様なニーズに対応した観光まちづくり

取組方針 3

交流を育む産業活性化の環境づくり

取組方針 2

スポーツ・ツーリズムによるまちづくり



取組方針の考え方

取組方針 1 多様なニーズに対応した観光まちづくり

身近な歴史文化施設の整備、施設をつなぐ観光連携により、地域内外の様々な観光に対応したまちづくりを進めるとともに、水辺の観光拠点づくりや地下鉄 8 号線の延伸を契機とした観光拠点づくりにより、多様なニーズに対応した観光まちづくりを推進します。

取組方針 2 スポーツ・ツーリズムによるまちづくり

オリンピック・パラリンピックのレガシーをシンボルとしたまちづくり、ベイエリアの交通ネットワークの充実により、スポーツ・ツーリズムによるまちづくりを推進します。

取組方針 3 交流を育む産業活性化の環境づくり

地域資源を活かしたエリアマネジメント^{*}により、持続可能なにぎわいを創出するとともに、業務機能を支え新たな事業を促進するまちづくりにより、交流を育む産業活性化の環境づくりを推進します。

取組方針 1

多様なニーズに対応した観光まちづくり

1-1 地域内外の様々な観光に対応したまちづくり

<現況と課題①>

- ・区内では、和船や大横川の花見クルーズ、文化観光ガイドツアー、広域連携での観光プロモーション、地方からの修学旅行生などの団体客の誘致などに取り組んできました。
- ・近年まで全国的に増加傾向であった訪日外国人旅行者数が、新型コロナウイルス感染症の流行で減少に転じた一方で、地域内の観光の重要性が高まっています。
 - ▶国内の観光ニーズに備えて歴史文化施設の計画的な改修、観光資源の連携などを進めるとともに、さらに外国人観光向けの情報発信の拠点整備を行うなど、地域内外の様々な観光に対応したまちづくりが求められています。

<取組①>

●身近な歴史文化施設の整備

―地域内外の多様な観光ニーズを踏まえて、文化・観光情報の発信拠点の整備、歴史文化施設などの計画的な改修を行い、様々な観光客の利便性を向上させる施設などの整備を推進します。

●施設をつなぐ観光連携

―複数の歴史文化施設間のアクセス性を高めるとともに、設置・運営主体の異なる施設や関係団体・機関などとの連携を促進することで、施設をつなぐ広域的な観光連携を目指します。

<今後新たに検討すべき事項>

- ・主要な駅前における来訪客向けの滞留空間の確保
- ・観光案内の多言語対応など多様な訪日客の利便性に配慮したまちづくり
- ・次世代通信ネットワークを活用した観光システム

<実施している事業>

- | | | | |
|-----|-------------|---------------|---------|
| [区] | ◎シャトルバス運行事業 | ◎観光拠点運営補助事業 | ◎観光推進事業 |
| | ◎歴史文化施設の改修 | ◎歴史文化施設管理運営事業 | |

1-2 新たな観光を創出する拠点の整備

<現況と課題②>

- ・近隣区や観光関連団体などと連携した水辺ツアーが社会実験として行われています。
- ・地下鉄8号線の延伸は、主要な観光地である浅草・押上と臨海副都心を結び、東京の都市内周遊の円滑化及び活性化に寄与するとされています。
- ▶区の魅力の1つである水辺環境や、地下鉄8号線の延伸を活かした観光エリアの連携や拡大など、新たな観光を創出する拠点の整備が求められています。

<取組②>

●水辺の観光拠点づくり

—水辺を活かした多様で魅力ある取組を推進し、水辺のにぎわいを創出することで、集客力の高い拠点の整備を推進します。

●地下鉄8号線の延伸を契機とした観光拠点づくり

—地下鉄8号線の延伸などの南北移動手段の整備により区内外の観光スポットを結ぶことで、新たな観光拠点の整備を推進します。

<実施している事業>

[区] ◎観光拠点運営補助事業 ◎観光推進事業

水辺の観光拠点のイメージ



出典：江東区みどりの基本計画（令和2年3月）

取組方針 2

スポーツ・ツーリズムによるまちづくり

2-1 オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用した広域的なまちづくり

<現況と課題①>

- ・オリンピック・パラリンピックが開催され、区には4つの新規恒久施設を含む10会場が整備されました。
- ▶ 今後は、オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かした広域的なスポーツ・ツーリズムによるまちづくりが期待されます。

<取組①>

●オリンピック・パラリンピックのレガシーをシンボルとしたまちづくり

ー有明レガシーエリアをはじめ、オリンピック・パラリンピック大会施設を中心とした広域的なスポーツエリアを形成し、区内外からスポーツ観光客を呼び込むなど、オリンピック・パラリンピックのレガシーをシンボルとしたまちづくりを東京都と連携して進めます。

●ベイエリアの交通ネットワークの充実

ーオリンピック・パラリンピック大会施設が集中するベイエリアは、回遊性の高いスポーツの一大拠点として、東京都と連携し交通ネットワークの充実を図ります。

<今後新たに検討すべき事項>

- ・オリンピック・パラリンピックのレガシーを継承するスポーツパークの整備

<実施している事業>

- 【区】 ◎スポーツ施設管理運営事業 ◎区民スポーツ普及振興事業
- 【国】 ◎スポーツ・ツーリズム需要拡大プロモーション事業

区内のオリンピック・パラリンピック大会施設



出典：東京 2020 オリンピック・パラリンピック江東区内会場配置マップ

取組方針 3

交流を育む産業活性化の環境づくり

3-1 持続可能なにぎわいの創出

<現況と課題①>

- ・区内の商店街において、大規模小売店舗の進出や後継者不足、消費行動の多様化などを背景に廃業や空き店舗が増加しています。
- ・一方で、砂町銀座商店街では70年を超える歴史あるイベントを実施するなど、商店街の魅力を発信するとともに地域のにぎわいの創出を図っています。
 - ▶このような歴史ある商店街に対し、地域資源を活かしたエリアマネジメントの支援を行うなど、持続可能なにぎわいの創出が必要です。

砂町銀座商店街（七夕まつり）



深川不動尊商店会



出典：江東おでかけ情報局

<取組①>

●地域資源を活かしたエリアマネジメント

—商店街の地域資源や主体的な活動、地域との連携などを活かし、産官学の連携から商店会を中心としたエリアマネジメントを支援します。

<実施している事業>

- | | | |
|-----|---------------|--------------|
| [区] | ◎商店街活性化総合支援事業 | ◎商店街イベント補助事業 |
| | ◎魅力ある商店街創出事業 | ◎地域連携型商店街事業 |

3-2 業務機能を支え、新たな事業を促進するまちづくり

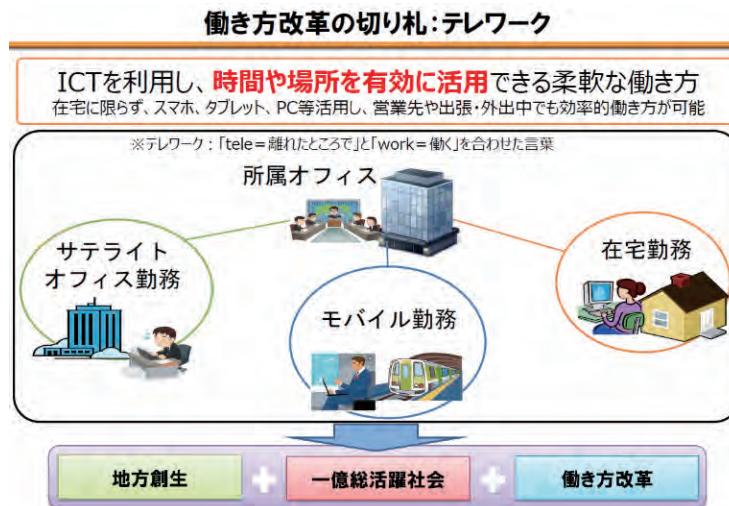
<現況と課題②>

- ・区では、多様な人材の雇用や勤務を可能とし誰もが生き生きと働くことのできる労働環境の整備・構築の取組である「ダイバーシティマネジメント」を先進的に導入する区内の中小企業を表彰しています。
- ・「都市づくりのグランドデザイン」において、主に南部地域の一部が、中枢的な業務機能が高度に集積し、アジアにおけるビジネス・交流の拠点となる「国際ビジネス交流ゾーン」に位置付けられています。
- ▶業務機能のポテンシャルの高さを活かし、多様な働き方や企業の先進的な連携、さらには新たな事業を促進する環境づくりが求められています。

《関連・上位計画等》

- ・東京都「都市づくりのグランドデザイン」（平成29年）

テレワークの捉え方（総務省）



出典：テレワークの最新動向と総務省の政策展開（令和2年、総務省）

<取組②>

●新たな価値を創造する環境整備

—多様な企業による先進的な連携を促進するため、テレワークやサテライトオフィス、コワーキングなどのワークスペースの設置を事業者と協議するなど、新たな価値を創造する環境の整備を推進します。

<今後新たに検討すべき事項>

- ・テレワークやサテライトオフィス、コワーキングなどの利用実態の調査

<実施している事業>

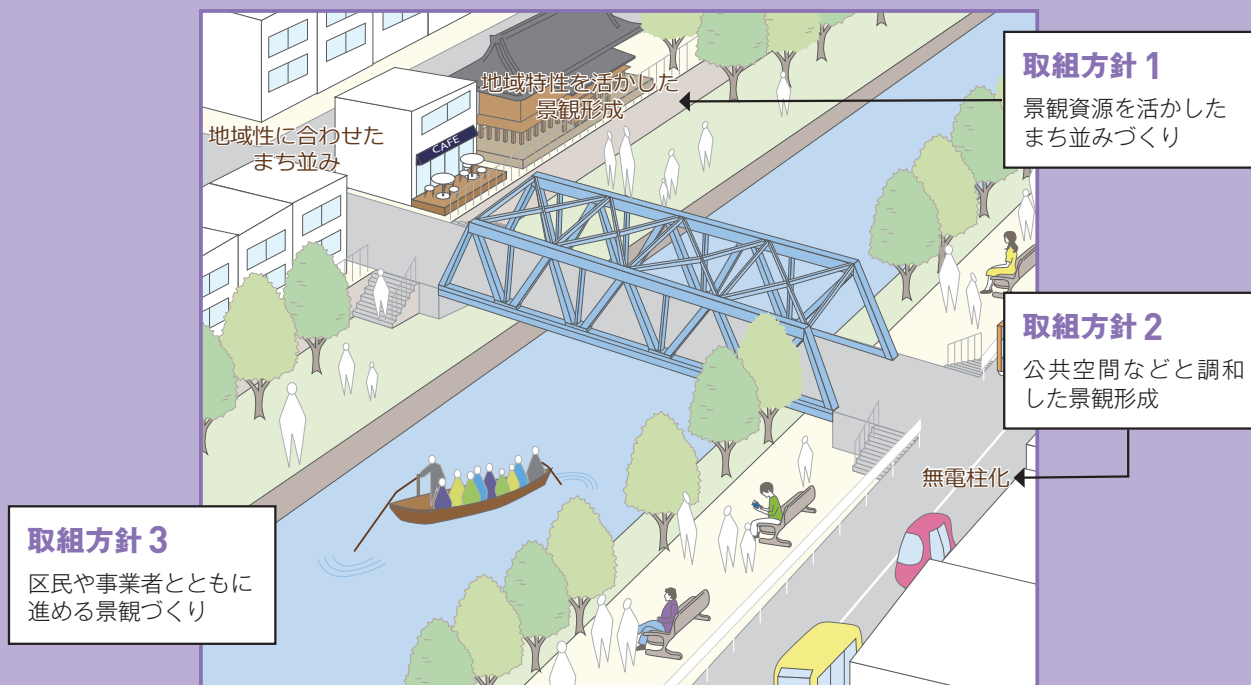
【区】 ◎創業支援資金融資事業 ◎創業支援事業

テーマ 8

景観

みんなでつくる美しいまち並みを 次世代に継承する都市

次世代に継承され、新たな都市の魅力となる、美しいまち並み形成に向けた取組方針を示します。



取組方針の考え方

取組方針 1 景観資源を活かしたまち並みづくり

歴史的・文化的な資源を活かしたまち並みの形成、豊かな水辺と緑を活かしたまち並みの形成を図り、景観資源を活かしたまち並みづくりを推進します。

取組方針 2 公共空間などと調和した景観形成

都市景観重要建造物を中心とした景観形成、街路樹や無電柱化による良好な沿道景観の形成を図り、公共空間などと調和した景観形成を推進します。

取組方針 3 区民や事業者とともに進める景観づくり

景観に関する意識の醸成や景観形成の担い手育成とともに、景観の継承や修景に向けた計画的な誘導により、区民や事業者とともに進める景観づくりを促進します。

取組方針 1

景観資源を活かしたまち並みづくり

1-1 歴史的・文化的な景観資源を活かしたまち並みの形成

<現況と課題①>

・区内には、深川不動堂、富岡八幡宮、亀戸天神社、深川・亀戸七福神めぐりとして有名な寺社や永代橋、清洲橋、万年橋などの橋梁など、地域で親しまれている歴史と文化の資源が数多くあります。

▶このような江戸時代から受け継いだ歴史的・文化的な資源を活かして、歴史と伝統ある文化を継承するまち並みの形成が求められています。

富岡八幡宮



亀戸天神社



<取組①>

●地域特性を活かした景観形成

—歴史的・文化的な景観資源である寺町、堀割、水辺、下町の雰囲気など、地域の特性を活かした景観を形成します。

<今後新たに検討すべき事項>

・砂町銀座商店街など、特徴のある商店街の景観を活かしたまち並みづくり

<実施している事業>

[区] ◎みどりのまちなみづくり事業 ◎都市景観形成促進事業

1-2 豊かな水辺と緑を活かしたまち並みの形成

<現況と課題②>

- ・景観計画では、「水とみどりのネットワーク」が形成されている下町水網地域と、運河を境とした臨海景観基本軸、隅田川を中心とした隅田川景観基本軸に大きく分類しており、豊かな水辺空間が区の景観形成の骨格となっています。
- ・内部河川や運河には、「水辺の散歩道」・「潮風の散歩道」が整備されているほか、親水公園などの水辺空間が充実しています。
- ▶このような水辺と緑の魅力を最大限活かし、都市景観との調和を図るなど、個性豊かな水辺と緑を活かしたまち並みの形成が求められています。

水辺の散歩道（小名木川周辺）



萬年橋ライトアップ



<取組②>

●水辺空間と調和した景観形成

—水辺に面した建築物とその周辺は、水辺や対岸からの見え方や周辺建築物群とスカイラインとの調和、水辺に対する開放的な建築空間のデザインに配慮し、水辺と一体となった緑地やオープンスペースを整備するなど、快適な水辺空間と調和した景観を形成します。

●水辺景観に親しめる施設の整備

—豊かな水辺と緑や、魅力的な夜間景観が望める視点場、眺望点等を散歩道などに設けるなど、水辺景観に親しめる施設の整備を推進します。

<実施している事業>

- [区] ◎都市景観形成促進事業 ◎水辺・潮風の散歩道整備事業
 ◎CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業
- [東京都] ◎ライトアップモデル事業

取組方針 2

公共空間などと調和した景観形成

2-1 公共施設などを活かした都市景観の形成

<現況と課題①>

・萬年橋・福寿橋・亀久橋・東富橋を重要で価値のある建築物・工作物として都市景観重要建造物に指定しています。

▶ 地域における景観の保全・育成・創造を進めるため、都市景観重要建造物を中心とした地区全体の特色ある良好な景観の形成を進める必要があります。

《関連・上位計画等》

・江東区「景観計画」(平成25年)

萬年橋



福寿橋



亀久橋



東富橋



<取組①>

●都市景観重要建造物を中心とした景観形成

— 都市景観重要建造物を継続的に指定し、都市景観重要建造物を地域の個性として位置付けるなど、都市景観重要建造物を中心とした景観を形成します。

<実施している事業>

【区】 ◎都市景観形成促進事業

2-2 良好な沿道景観の形成

<現況と課題②>

- ・良好な道路景観の形成のため、街路樹充実計画を策定し、道路での街路樹の植栽に際しては、路線や地域ごとに樹種を統一することで、統一感のあるまち並みづくりに取り組んできました。
- ・道路の無電柱化により、上空にはりめぐらされた電線類を撤去し、美しいまち並みの創出に努めてきましたが、区が管理する道路の、無電柱化済道路延長は22.6kmとなっており、無電柱化率は7.2%に留まっています（令和2年3月現在）。
 - ▶区道や都道の整備に合わせた無電柱化や、街路樹を適正に維持管理するなど、地域の景観特性などを踏まえた良好な沿道景観の形成が必要です。

《関連・上位計画等》

- ・江東区街路樹充実連絡会「江東区内における街路樹充実計画」（平成22年）

<取組②>

●街路樹や無電柱化による沿道景観形成

—地域特性を踏まえた統一的な街路樹の植栽や街路樹の適切な維持管理を進めるとともに、道路の無電柱化の推進やケヤキ並木やイチョウ並木などの街路樹を活かし、景観に配慮した沿道建築物のデザインや高さなどを誘導するなど、沿道景観を形成します。

<実施している事業>

- 【区】 ◎街路樹等維持管理事業 ◎都市景観形成促進事業
 ◎無電柱化事業

無電柱化事業（亀戸地区）

整備前



整備後



出典：江東区無電柱化推進計画（令和2年3月）

取組方針3

区民や事業者とともに進める景観づくり

3-1 区民との協働による景観形成

<現況と課題①>

- ・景観計画に定める景観形成基準について、区域ごとのパンフレットを作成、配布するとともに、誰でも確認できるようにホームページにも掲載しています。
- ・江東区都市景観条例の基本理念に適合する団体を景観形成区民団体として認定し、協働で良好な景観形成を進めています。
- ・運河ルネサンス制度を活用し、運河などの水域における景観形成及び維持の担い手を育成しています。
 - ▶ 取組を継続し、景観形成への意識をさらに高め、担い手の育成・支援を強化するなど、区民と協働する景観づくりが必要です。

《関連・上位計画等》

- ・江東区「江東区都市景観条例」（平成20年改正）

<取組①>

●景観に関する意識の醸成

—区民の景観形成への意識を高めるために、景観まちづくりに関する情報提供を行うとともに、景観に関するまちづくりイベントの開催などを支援します。

●景観形成の担い手育成

—地域における景観形成やその維持の担い手育成のため、景観重点地区における景観づくりに取り組む景観形成区民団体の組織化や活動を支援します。

<実施している事業>

- 【区】 ◎都市景観形成促進事業
◎水彩都市づくり支援事業

景観形成区民団体の認定

- ・平成19年度に、萬年橋を中心とした地元町会の地域景観の保全及び形成を目的とする「深川萬年橋の景観を考える会」を認定
- ・平成25年度に、亀戸地区及び深川門前仲町地区の景観形成区民団体を認定



亀戸天神社

景観形成方針図

凡 例

(景観計画の対象区域)

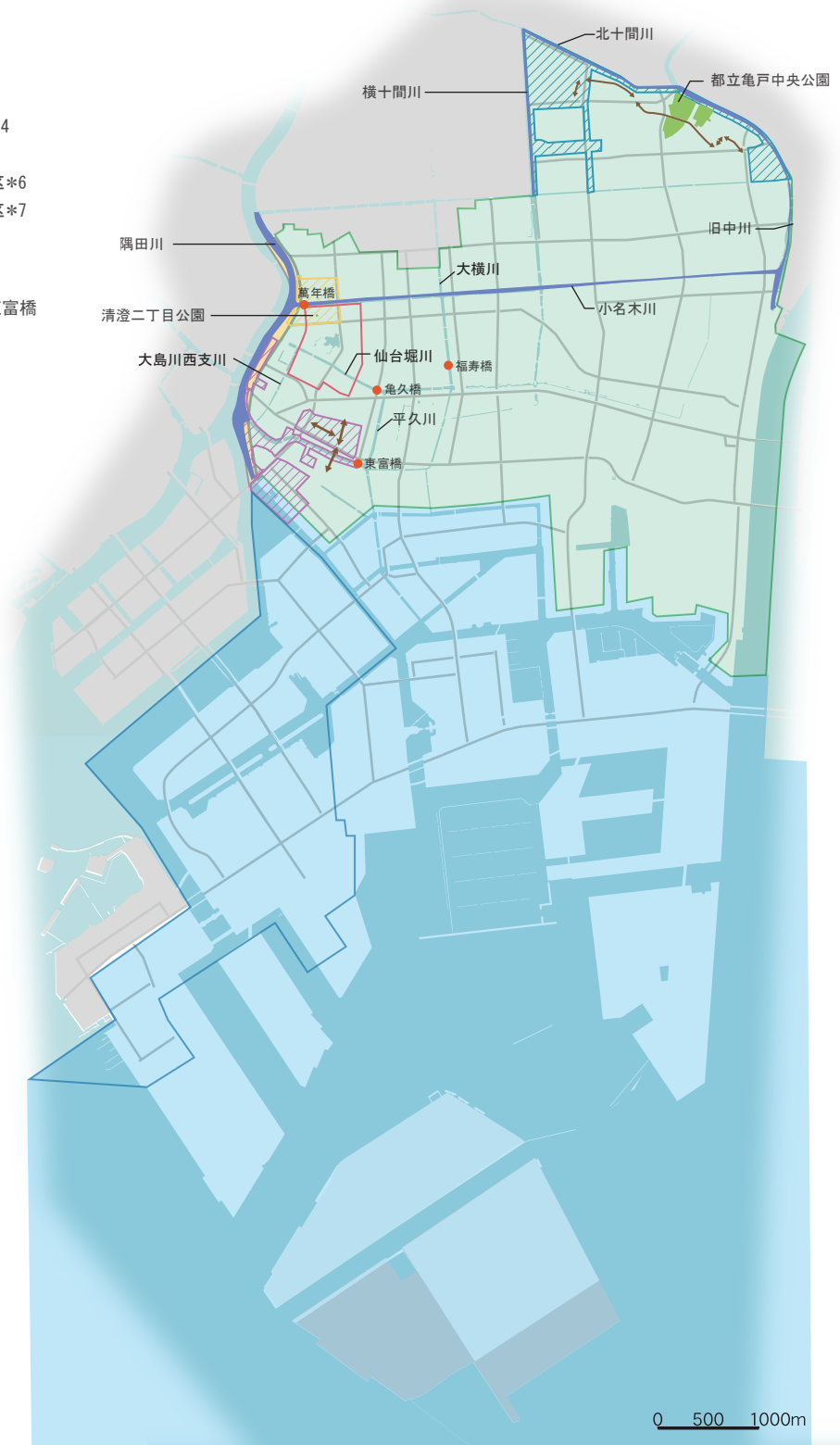
- 下町水網地域*1
- 臨海景観基本軸*2
- 隅田川景観基本軸*3
- 深川万年橋景観重点地区*4
- 亀戸景観重点地区*5
- 深川門前仲町景観重点地区*6
- 清澄庭園景観形成特別地区*7
- 水辺景観形成特別地区*8

(都市景観重要建造物)

- 万年橋、福寿橋、亀久橋、東富橋

(景観重要公共施設)

- 道路
- 川
- 公園



出典：江東区景観計画（平成 25 年 4 月）を基に作成

*1 区の景観形成の骨格である「水とみどりのネットワーク」が形成され、水辺景観の誘導及び保全を図る地域

*2,3 東京都景観計画（平成 19 年 3 月策定）において、知事が定めた景観基本軸のうち区の地域

*4,5,6 景観の形成を進める上で、重点的に景観の誘導及び保全を図る地区

*7,8 東京都景観計画（平成 19 年 3 月策定）において、知事が定めた景観形成特別地区のうち区の地域

3-2 事業者と連携した景観形成

<現況と課題②>

- ・建築物については、景観計画において定める区域や地区ごとの景観形成基準や色彩基準により、事業者との連携のもと、周辺景観に配慮した計画となるよう誘導しています。
- ・屋外広告物については、「東京都屋外広告物条例」に基づく制限及び区独自の取組である「事前相談制度」の枠組みの中で、適正な表示・掲出に取り組んでいます。
 - ▶景観計画や区の事前相談制度などに基づき、事業者と連携した景観形成を引き続き進める必要があります。

《関連・上位計画等》

- ・東京都「東京都屋外広告物条例」（令和2年改正）

<取組②>

●景観の継承や修景に向けた計画的な誘導

- 既成市街地においては、建築物のデザインや形状、色彩などについて地域の特性に合わせたまち並みとなるよう誘導します。
- 建築物に附属する施設や屋外に配置する建築設備は、周辺からの見え方に配慮して、配置やデザインによる修景を誘導します。
- 事業者の協力のもと、江東区都市景観審議会及び都市景観専門委員会からの助言などにより、景観の継承も含め引き続き良好な景観を誘導し、周辺のまち並みとの調和を目指します。
- 屋外広告物については、無秩序・大量な掲出や不適切な看板の設置を規制するとともに、道路などに違法に掲出されたはり紙を除却し、良好な景観の形成や風致を目指します。

<実施している事業>

- 【区】
- ◎都市景観形成促進事業
 - ◎屋外広告物許可事業
 - ◎違反屋外広告物除却事業



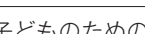
SDGs（エスディージーズ／持続可能な開発目標）とその対応

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された 17 の国際目標です。この合意により、貧困を終わらせ、すべての人が平等な機会を与えられ、地球環境を壊さずに、より良い生活を送ることができる世界を目指して、世界中が努力することが約束されました。

都市計画マスタープランでは、主に以下の目標達成に貢献する取組を展開します。



世界を変えるための 17 の目標
出典：国際連合広報センター HP SDGs ロゴ
(2019 年 8 月更新)

	SDGs の目標	関連する取組（部門）
	目標 3 健康であること： 何歳であっても、健康で、安心して満足以暮らせるようにする	安全・安心  環境 水辺と緑  住環境 健康・スポーツ  道路・交通
	目標 4 質の高い教育： だれもが平等に質の高い教育を受けられるようにし、だれもが生涯にわたってあらゆる機会に学習できるようにする	住環境  健康・スポーツ
	目標 7 再生可能エネルギー： 価格が安くて、安定して発電でき、持続可能で近代的なエネルギー（薪や炭などを燃料とするエネルギーではなく、電気やガスなどのより新しいエネルギー）をすべての人が使えるようにする	環境  道路・交通
	目標 8 適切な良い仕事と経済成長： 自然資源が守られ、みんなが参加できる経済成長を進め、すべての人が働きがいのある人間らしい仕事をできるようにする	観光・交流  観光・交流
	目標 9 新しい技術とインフラ： 災害に強いインフラをつくり、みんなが参加できる持続可能な経済発展を進め、新しい技術を生み出しやすくする	安全・安心  環境 道路・交通 
	目標 11 持続可能なまちと地域社会： まちや人びとが住んでいるところを、だれもが受け入れられ、安全で、災害に強く、持続可能な場所にする	安全・安心  環境 水辺と緑  住環境 健康・スポーツ  道路・交通 観光・交流  景観
	目標 12 責任を持って生産し、消費すること： 持続可能な方法で生産し、消費する	環境  観光・交流
	目標 13 気候変動への対策： 気候変動や、それによる影響を止めるために、すぐに行動を起こす	環境  水辺と緑
	目標 17 目標のために協力すること： 実施手段（目標達成のために必要な行動や方法）を強化し、持続可能な開発に向けて世界の国々が協力する	安全・安心  環境 水辺と緑  住環境 健康・スポーツ  道路・交通 観光・交流  景観

出典：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン『私たちが目指す世界 子どものための「持続可能な開発目標（SDGs）」』を基に作成